

多重債務者救済対策本部

大阪弁護士会

多重債務者救済対策本部設置

- 平成19年8月7日立ち上げ
 - 本部長 山田庸男 大阪弁護士会会長
 - 総合法律相談センター運営委員会
人権擁護委員会
消費者保護委員会
法教育委員会
- から部会員を選任

多重債務の影響① 自殺者の増加

- 全国の自殺者
約30,000人
うち 経済苦・生活苦による自殺者
約8,000人
- 大阪府の自殺者(2005年)
2,044人
うち 経済苦・生活苦による自殺者
503人
- 東淀川区で一家4人が生活苦から無理心中も
(2007年7月20日)

多重債務の影響② 税金滞納の増加

- 滞納税額(2005年)

1兆7844億円

- 消費者問題 → 国家的問題

多重債務の影響③ 破産件数の増加

- 自己破産(2006年)

16万6000件

多重債務の影響④ 累積する過払金

- サラ金大手5社の過払い金債務引当金
約1兆8000億円

貸金業規制法等の改正

- 貸金業法等改正(2006年12月・金利引下げ)
 - ↓これにより
 - 新たな多重債務者発生は抑制
 - ↓しかし
 - 既存の借り手対策が必要
- 政府「多重債務者問題改善プログラム」策定

大阪弁護士会の従来取り組み

- 消費者保護委員会の活動

クレサラ相談の実施

↓しかし

- 多重債務者の相談窓口へのアクセス 約2割

原因: ・自治体などとの相談連携体制

・弁護士費用の説明

・債務整理についての広報

が不十分

生活再建支援が手薄

大阪弁護士会の新たな取り組み

- 多重債務者対策本部を新たに設置
 - ① 新たな法律相談体制の企画・推進
 - ② 地方公共団体への支援・連携
 - ③ 学校教育等への協力
 - ④ その他

多重債務者対策本部の活動内容

- 法律相談体制の拡充
 - 平日夜間・土曜・日曜のクレサラ相談
 - 相談料無料化の継続
- 大阪府多重債務者問題対策協議会における提言・支援
- 自治体相談窓口担当者への研修講師派遣
- 相談ルートの確立
 - 自治体相談窓口から弁護士会へ
- 生活保護受給申請を含む生活保護支援
- ヤミ金撲滅

多重債務者事例① 過払金による完済

- 47歳 女性 夫・子2名・実母の5人家族
- 収入 本人15万円 夫20万円
- 債務額 5社 200万円
- 借金の原因 生活費
- 平成9～10年ころから借入れ開始
- 弁護士に相談
 - 破産 → 任意整理へ
- 4社過払い 残る1社と夫の負債を完済

多重債務者事例② 自殺未遂

- 58歳 男性 無職 対人恐怖症
- 債務額 8社 370万円
- 平成16年9月 返済が困難となり自殺未遂
- その後 生活保護受給開始
心療内科で治療
弁護士会に相談
破産・免責申立
- 平成17年5月16日 免責決定